

子 第 713 号 — 1

令和 3 年 7 月 1 9 日

各市町村 保 育 担当課長 様  
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長  
(公印省略)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について (通知)

令和 3 年 7 月 1 6 日の第 3 4 回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に八千代市及び鎌ヶ谷市を加えること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等 (以下「保育所等」という。) の対応については、令和 3 年 4 月 23 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等からの事務連絡の内容から変更はありませんので、引き続き適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、今回の区域の変更においては、保育を必要とする者の大幅な減少は想定されないことから、保育の提供の縮小等を含む令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡の内容は適用せず、「保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」と示されておりますので、御留意ください。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課  
認可・認定班 川上 鈴木 (保育)  
子育て支援班 野上 梅木 (放課後児童クラブ)  
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939  
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp  
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp